

証券コード 8281
(発送日) 2025年6月11日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月4日

株 主 各 位

福島県郡山市朝日三丁目7番35号
ゼビオホールディングス株式会社
代 表 取 締 役 諸 橋 友 良

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.xebio.co.jp/ja/ir/general-meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8281/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ゼビオホールディングス」または「コード」に当社証券コード「8281」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.tosyodai54.net>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所 福島県郡山市中町10番10号
郡山ビューホテルアネックス 4階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第53期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ①事業報告の会社の新株予約権等に関する事項
 - ②事業報告の会社の体制および方針
 - ③連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - ④連結計算書類の連結注記表
 - ⑤計算書類の株主資本等変動計算書
 - ⑥計算書類の個別注記表
- (2) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

お土産につきましては、諸般の事情により、廃止させていただきました。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
--

当期の剰余金の配当について

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を当社定款第38条に定めております。

当期の期末配当につきましては、2025年5月9日開催の取締役会において、剰余金の配当を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ申し上げます。

記

1.株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき17.5円

配当総額は、727,950,248円となります。

(これにより、年間配当金は、2024年12月11日に実施した中間配当金15円と合わせ1株につき32.5円となります。)

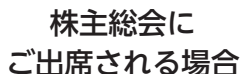
2.剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月12日(木曜日)

以 上



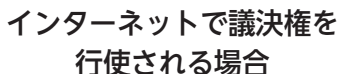
株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

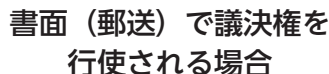
2025年6月27日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時入力完了分まで



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個 ○○○○ 御中 _____ _____ _____ ××××年 ×月××日 _____ _____ _____ _____ _____ ○○○○○○○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 16.6%; height: 40px;"></td> <td style="width: 16.6%; height: 40px;"></td> <td style="width: 16.6%; height: 40px;"></td> <td style="width: 16.6%; height: 40px;"></td> <td style="width: 16.6%; height: 40px;"></td> <td style="width: 16.6%; height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>													1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____ 5. _____ 6. _____ 7. _____ 8. _____ 9. _____ 10. _____ 11. _____ 12. _____ 13. _____ 14. _____ 15. _____ 16. _____ 17. _____ 18. _____ 19. _____ 20. _____ 21. _____ 22. _____ 23. _____ 24. _____ 25. _____ 26. _____ 27. _____ 28. _____ 29. _____ 30. _____ 31. _____ 32. _____ 33. _____ 34. _____ 35. _____ 36. _____ 37. _____ 38. _____ 39. _____ 40. _____ 41. _____ 42. _____ 43. _____ 44. _____ 45. _____ 46. _____ 47. _____ 48. _____ 49. _____ 50. _____ 51. _____ 52. _____ 53. _____ 54. _____ 55. _____ 56. _____ 57. _____ 58. _____ 59. _____ 60. _____ 61. _____ 62. _____ 63. _____ 64. _____ 65. _____ 66. _____ 67. _____ 68. _____ 69. _____ 70. _____ 71. _____ 72. _____ 73. _____ 74. _____ 75. _____ 76. _____ 77. _____ 78. _____ 79. _____ 80. _____ 81. _____ 82. _____ 83. _____ 84. _____ 85. _____ 86. _____ 87. _____ 88. _____ 89. _____ 90. _____ 91. _____ 92. _____ 93. _____ 94. _____ 95. _____ 96. _____ 97. _____ 98. _____ 99. _____ 100. _____

(一切取換)

スマートフォン用
議決権行使書
ウェブサイト
ログインQRコード

見 本

○○○○○○○

→こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> ☒ に○印
- 全員反対の場合 >> ☐ に○印
- 一部の候補者に
反対の場合 >> ☒ に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

第2、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 賛 に○印
- 反対の場合 >> 否 に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

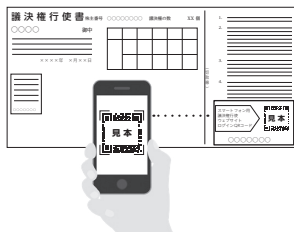
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

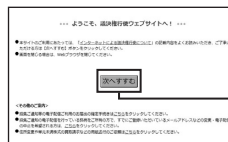
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社
電話番号：0120-88-0768（フリーダイヤル）
受付時間 午前9時～午後9時（土日祝日も受付可）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続いたものの、物価上昇圧力の継続、実質所得の伸び悩み、個人消費の足踏みなどが見られました。一方で、企業収益や設備投資の改善も見られ、景気は緩やかに持ち直している状況です。

スポーツ用品販売業界におきましては、健康志向やスポーツ需要の回復に伴い市場は堅調に推移しましたが、為替影響によるコスト増や消費者行動の変化への対応が求められました。このような市場環境のもと、当社グループは、「ここを動かすスポーツ。」「スポーツの国をつくろう。」のステートメントの実現に向け、業態転換や専門店の活性化に取り組み、さらに新たな会員・ポイントサービス「スポーツポイント」や、次世代型足型測定サービス「FeetAxis（フィートアクシス）」を活用した3Dシューズ提案など、お客様の利便性と体験価値向上に注力してまいりました。

また、リアルとデジタルの垣根を越える統合型の販売チャネル展開を加速させ、EC売上の拡大と地域密着型店舗の強化を両輪としたオンラインとオフラインの融合による顧客接点の最大化を進めた結果、増収を実現しました。一方で、賃金や原材料価格の上昇、システム投資の増加といったコスト増要因が重なりましたが、収益構造の改革と販売体制の最適化を通じて、これらの影響を抑制しながら、安定した収益の確保に努めました。

さらに当社は、市場環境や人口動態の中長期的変化を見据え、グループ横断での業態再編・標準化および調達体制強化による「Only One戦略」の展開を進めております。具体的には、子会社の共同仕入会社にグループ全体の商品調達機能を集約することで、調達価格の最適化や在庫回転率の向上を図り、迅速かつ柔軟な商品展開を実現する新たな事業モデルへの移行を開始しています。同時に、不採算店舗の撤退とともに、人件費・建設コストの上昇に対応した投資効率の見直しと業務の省力化によるコスト削減も推進し、構造的な収益力強化を図っております。これらの改革は、コア事業にとどまらず、アプリ開発やデジタルメディアといった周辺事業の再編や機能会社の統合にもおよび、全社最適による業務効率と資金効率の向上が期待できます。

また、外部専門人材の採用および育成、ROICを指標とした投資対効果の徹底的な見直し、ガバナンス体制の刷新を通じて、ガバナンス・コンプライアンス両面の強化を図るなど、持続的な企業価値向上に向けた取り組みを着実に進めております。

このような構造改革の進展に伴い、2025年3月期においては、特別損失として総額50億円を計上

いたしました。内訳としては、青森県八戸市の多目的アリーナ「FLAT HACHINOHE」に関する減損損失16.2億円、原状回復費用見積り変更を含む固定資産減損20.6億円、特別退職金3.4億円、および投資有価証券評価損5億円などが含まれております。なお、FLAT HACHINOHEは2026年国民スポーツ大会の開催予定地であり、将来的な収益機会は継続して評価しております。

新規出店および閉店につきましては、当連結会計年度では37店舗を出店し45店舗を閉店しました。これにより、グループ総店舗数は887店舗、売場面積は前連結会計年度末比で3,712坪増加し、206,413坪となりました。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高2,506億3百万円（前連結会計年度比3.4％増）、営業利益70億6百万円（前連結会計年度期比66.6％増）、経常利益76億18百万円（前連結会計年度比40.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益9億71百万円（前連結会計年度比62.5％減）となりました。

部門別の連結売上高については、次のとおりであります。

部 門		第52期		第53期（当期）		前期比
		売上高	構成比	売上高	構成比	
ウ イ ン タ ー ス ポ ー ツ ゴ ル フ 一 般 競 技 ス ポ ー ツ ・ シ ュ ー ズ ス ポ ー ツ ア パ レ ル ア ウ ト ド ア ・ そ の 他	ウ イ ン タ ー ス ポ ー ツ	百万円 8,146	% 3.4	百万円 8,539	% 3.4	% 104.8
	ゴ ル フ	82,320	34.0	80,766	32.2	98.1
	一 般 競 技 ス ポ ー ツ ・ シ ュ ー ズ	78,688	32.5	85,510	34.1	108.7
	ス ポ ー ツ ア パ レ ル	28,310	11.7	29,389	11.7	103.8
	ア ウ ト ド ア ・ そ の 他	31,519	13.0	31,296	12.5	99.3
ス ポ ー ツ 用 品 ・ 用 具 計		228,986	94.5	235,501	94.0	102.8
そ の 他 計		13,447	5.5	15,101	6.0	112.3
合 計		242,433	100.0	250,603	100.0	103.4

（注） 1. 記載金額に消費税等は含まれておりません。
2. 「その他計」は、食品等の販売、宿泊事業等を含んでおります。

主な商品部門別の概要は、次のとおりであります。

【ウィンタースポーツ部門】

ウィンタースポーツ部門では、前年に比べ降雪量が増加したことが要因となり、好調に推移し、前年を上回りました。以上の結果、ウィンタースポーツ部門の売上高は、前連結会計年度比4.8％の増加となりました。

【ゴルフ部門】

ゴルフ部門では、フィッティングなどのカスタマーサービスの充実を図ったものの、前年の主力クラブ発売の反動減を受け低調に推移しました。以上の結果、ゴルフ部門の売上高は、前連結会計年度比1.9%の減少となりました。

【一般競技スポーツ・シューズ部門】

一般競技スポーツ・シューズ部門では、スポーツイベントの活性化や個人の健康志向の高まりを背景にマラソン大会やバスケットボールを中心とした、一般競技スポーツの需要が拡大し、前年を上回りました。以上の結果、一般競技スポーツ・シューズ部門の売上高は、前連結会計年度比8.7%の増加となりました。

【スポーツアパレル部門】

スポーツアパレル部門では、外出需要拡大に伴い、カジュアルウェアの販売が好調に推移し前年を上回りました。以上の結果、スポーツアパレル部門の売上高は、前連結会計年度比3.8%の増加となりました。

【アウトドア・その他部門】

アウトドア・その他部門では、キャンプ市場の成熟化やトレッキング需要の一巡により、低調に推移しました。以上の結果、アウトドア・その他部門の売上高は、前連結会計年度比0.7%の減少となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の当社を取り巻く環境は、物価上昇が続く中でも、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果に支えられ、景気は緩やかな回復が見込まれます。一方で、米国の通商政策等による不透明感や、世界的な政策動向の変化が景気の下振れリスクとなる可能性があるほか、引き続き為替・資源価格の変動、物価上昇の継続による消費者マインドの下押し、金融資本市場の動揺など、外部環境に起因するリスクにも十分な注意が必要です。

このような状況下、当社グループは、以下の施策に重点的に取り組んでまいります。

1. コア事業における選択と集中の加速
 - グループ内業態再編・標準化の推進
 - 共同仕入会社による調達機能集約と在庫回転率向上
2. 周辺事業・機能会社の統合・集約によるコスト最適化
 - デジタル・アプリ関連事業再編、資産流動化推進
3. ガバナンス体制刷新と人材投資拡大
 - 投資対効果を意識したＲＯＩＣ経営の強化
 - コンプライアンス・リスク管理体制の整備

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は9,856百万円となりました。その主な投資といたしましては、当連結会計年度中の新規出店（37店舗）であります。主な新規出店の内訳は次のとおりであります。

時 期	店 名
2024年5月	Leonian Golf Malaysia(ProShop)（マレーシア）
2024年6月	PGA TOUR SUPERSTORE 広島八木店（広島県）
2024年7月	エルブレス 春日店（福岡県） PGA TOUR SUPERSTORE イオンモール草津店（滋賀県） Leonian Malaysia（Wisma Genting）（マレーシア）
2024年10月	スーパースポーツヴィクトリア イトーヨーカドー浦和店（埼玉県）
2024年11月	スーパースポーツゼビオ プラっとモール長崎店（長崎県） スーパースポーツゼビオ 福屋広島駅前店（広島県） PGA TOUR SUPERSTORE 仙台泉中央店（宮城県）
2025年1月	Leonian Thailand(Golf Partner 42 Tee-Off Driving Range)（タイ）
2025年2月	スポーツエクスプレスゼビオ アリオ八尾店（大阪府） スポーツエクスプレスヴィクトリア イトーヨーカドー大船店（神奈川県）
2025年3月	スーパースポーツゼビオ イオンモール橿原店（奈良県） パステル ヨークパーク郡山店（福島県） スポーツエクスプレスヴィクトリア イトーヨーカドー湘南台店（神奈川県）

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、主として自己資金をもって充当いたしました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 50 期	第 51 期	第 52 期	第53期 (当期)
	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売 上 高 (百万円)	223,282	239,293	242,433	250,603
経 常 利 益 (百万円)	7,851	9,242	5,405	7,618
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	3,836	5,397	2,592	971
1 株当たり当期純利益 (円)	86.77	122.09	58.62	22.61
総 資 産 (百万円)	208,308	211,300	209,530	203,959
純 資 産 (百万円)	118,708	122,567	124,813	122,131
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	2,674.23	2,760.04	2,806.34	2,916.65

(注) 1. 記載金額に消費税等は含まれておりません。

2. 1 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ゼ ビ オ 株 式 会 社	100百万円	100.0%	スポーツ用品等小売事業
株 式 会 社 ヴ ィ ク ト リ ア	100百万円	100.0%	スポーツ用品等小売事業
株式会社ゴルフパートナー	100百万円	100.0%	スポーツ用品等小売事業
クロススポーツマーケティング株式会社	29百万円	100.0%	マーケティングエージェン ト事業
ゼビオコミュニケーションネット ワークス株式会社	10百万円	100.0%	EC事業
クロステックスポーツ 株 式 会 社	10百万円	100.0%	海外窓口業務、R & D業務事 業

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	ゼビオ株式会社
特定完全子会社の住所	福島県郡山市朝日三丁目7番35号
特定完全子会社の株式の帳簿価額	39,086百万円
当社の総資産額	118,479百万円

(7) 主要な事業内容(2025年3月31日現在)

当社グループは、当社および子会社35社で構成されており、スポーツ用品・用具および衣料を中心とした一般小売事業を主たる事業としております。また、スポーツマーケティング事業、商品開発事業、クレジットカード事業およびウェブサイト運営事業等を展開しております。

各事業の内容は次のとおりであります。

①一般小売事業

(スポーツ事業)

ゼビオ株式会社
(子会社)

業態 スーパースポーツゼビオドーム
スーパースポーツゼビオ
ゼビオスポーツ
ゼビオスポーツエクスプレス
スポーツエクスプレスゼビオ
タケダスポーツ
ネクサス
スーパースポーツネクサス
スポーツエクスプレスネクサス

株式会社ヴィクトリア
(子会社)

業態 ヴィクトリア
スーパースポーツヴィクトリア
ヴィクトリアゴルフ
エルブレス (アウトドア専門店)
スポーツエクスプレスヴィクトリア

株式会社ゴルフパートナー
(子会社)

業態 ゴルフパートナー
フェスティバルゴルフ
ダブルイーグル
PGA TOUR SUPERSTORE (ゴルフ専門店)

(ファッション事業)
ゼビオ株式会社

業態 X'tyle (エクスタイル)

(その他)
ゼビオ株式会社

業態 X'tyle Vision (エクスタイル ヴィジョン)
スポーツメガネ・サングラス専門店
Xiasis (ジアシス)
スポーツドラッグ専門店
パステル
ファンシー文具・雑貨専門店

②その他事業

クロススポーツマーケティング株式会社（子会社）

マーケティングエージェント事業等

ゼビオコミュニケーションネットワークス株式会社（子会社）

EC事業等

クロステックスポーツ株式会社（子会社）

海外窓口業務、R&D業務事業等

(8) 主要な事業所及び店舗（2025年3月31日現在）

① 当社

本社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号

東京オフィス 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地 錦町トラッドスクエア

② 子会社

ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号

店舗 477店舗

北海道	27店舗	青森県	9店舗	岩手県	7店舗	宮城県	13店舗
秋田県	8店舗	山形県	8店舗	福島県	31店舗	茨城県	18店舗
栃木県	8店舗	群馬県	9店舗	埼玉県	32店舗	千葉県	29店舗
東京都	20店舗	神奈川県	15店舗	新潟県	15店舗	富山県	6店舗
石川県	7店舗	福井県	2店舗	長野県	16店舗	静岡県	10店舗
愛知県	15店舗	三重県	8店舗	滋賀県	4店舗	京都府	5店舗
大阪府	26店舗	兵庫県	14店舗	奈良県	7店舗	和歌山県	2店舗
島根県	4店舗	岡山県	4店舗	広島県	10店舗	高知県	5店舗
山口県	2店舗	徳島県	4店舗	香川県	3店舗	愛媛県	5店舗
福岡県	24店舗	佐賀県	3店舗	熊本県	8店舗	大分県	4店舗
長崎県	6店舗	宮崎県	6店舗	鹿児島県	4店舗	沖縄県	14店舗

ネオスカパニー 岩手県盛岡市みたけ二丁目8番40号
 店舗 26店舗
 青森県 5店舗 岩手県 10店舗 宮城県 2店舗 秋田県 6店舗
 山形県 3店舗

パステルカパニー 福島県郡山市東原一丁目2番地
 店舗 24店舗
 青森県 3店舗 秋田県 1店舗 福島県 6店舗 茨城県 4店舗
 埼玉県 2店舗 千葉県 2店舗 東京都 2店舗 神奈川県 2店舗
 山梨県 1店舗 静岡県 1店舗

株式会社ヴィクトリア 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地 錦町トラッドスクエア
 店舗 65店舗
 埼玉県 7店舗 千葉県 1店舗 東京都 45店舗 神奈川県 11店舗
 福岡県 1店舗

株式会社ゴルフパートナー 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地 錦町トラッドスクエア
 直営店舗 241店舗
 北海道 9店舗 青森県 2店舗 岩手県 5店舗 宮城県 2店舗
 秋田県 2店舗 山形県 4店舗 福島県 7店舗 茨城県 11店舗
 栃木県 2店舗 群馬県 7店舗 埼玉県 8店舗 千葉県 28店舗
 東京都 35店舗 神奈川県 14店舗 新潟県 3店舗 石川県 3店舗
 長野県 3店舗 岐阜県 1店舗 静岡県 3店舗 愛知県 13店舗
 三重県 7店舗 滋賀県 2店舗 大阪府 18店舗 兵庫県 5店舗
 奈良県 4店舗 和歌山県 1店舗 岡山県 2店舗 広島県 6店舗
 山口県 4店舗 徳島県 1店舗 香川県 1店舗 愛媛県 1店舗
 福岡県 11店舗 佐賀県 1店舗 熊本県 4店舗 大分県 2店舗
 長崎県 1店舗 宮崎県 2店舗 鹿児島県 2店舗 沖縄県 4店舗

クロススポーツマーケティング 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地 錦町トラッドスクエア
 株式会社
 ゼビオコミュニケーションネット 東京都千代田区神田小川町三丁目4番2号 御茶ノ水三四ビル
 ワークス株式会社
 クロステックスポーツ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前期末比
2,485名	75名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であります。
2. 上記従業員数には、パートタイマーおよびアルバイト5,485名（1日実働8時間換算）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	800百万円
株式会社東邦銀行(注)	416百万円
株式会社青森みちのく銀行(注)	833百万円
株式会社福島銀行(注)	166百万円

- (注) これらの借入金は連結子会社によるノンリコースローンであり、当該ローンの返済は該当子会社の保有資産の範囲内に限定されます。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 135,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 47,911,023株
- (3) 株主数 44,115名
- (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
有限会社サンビック	8,252,605 ^株	19.8 [%]
公益財団法人諸橋近代美術館	4,500,000	10.8
有限会社ティー・ティー・シー	4,121,466	9.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,643,700	8.8
諸橋輝子	1,392,364	3.3
STATE STREET BANK AND TRUST C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1	1,179,142	2.8
諸橋友良	1,174,050	2.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,075,300	2.6
R H B 合同会社	900,897	2.2
ゼビオグループ従業員持株会	475,520	1.1

- (注) 1. 当社は、自己株式6,313,866株を保有しており、上記の大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 信託銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式数が含まれております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏 名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
諸 橋 友 良	代 表 取 締 役	ゼ ビ オ 株 式 会 社 代 表 取 締 役
北 澤 猛	取 締 役	クロステックスポーツ株式会社 監査役 Golf Partner Korea Co.,Ltd. 監事
藤 澤 剛	取 締 役	株 式 会 社 ヴ ィ ク ト リ ア 取 締 役 会 長
岩 本 保	取 締 役	清 水 建 設 株 式 会 社 社 外 取 締 役
住 田 智 子	取 締 役	フ ュ ー チャ ー 株 式 会 社 執 行 役 員 デ ジ タ ル 庁 シ ニ ア エ キ ス パ ー ト
篠 原 倫 太 郎	取 締 役	弁 護 士 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パ ー ト ナ ー 弁 護 士
干 川 勇 一	常 勤 監 査 役	ゼ ビ オ カ ー ド 株 式 会 社 監 査 役
小 谷 野 幹 雄	監 査 役	公 認 会 計 士 事 務 所 所 長 小 谷 野 公 認 会 計 士 事 務 所 所 長 小 谷 野 税 理 士 法 人 代 表 社 員 株 式 会 社 ヴ ィ ク ト リ ア 社 外 監 査 役
菅 野 仁	監 査 役	税 理 士 税 理 士 法 人 グ リ ー ン ガ ー ネ ッ ト 代 表 社 員 福 島 信 用 金 庫 非 常 勤 理 事

- (注) 1. 取締役岩本保氏、住田智子氏、篠原倫太郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小谷野幹雄氏、菅野仁氏は、社外監査役であります。
3. 取締役篠原倫太郎氏は弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役小谷野幹雄氏は公認会計士の資格を有しており、企業会計、監査および内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役菅野仁氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役岩本保氏、住田智子氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、人事・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

i 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ii 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

当社の業務執行取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与の水準、加えて市場水準なども考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。社外取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、市場水準などを考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

iii 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績の状況および各取締役の業績への貢献度に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて人事・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。非金銭報酬等は、取締役の報酬と当社業績および株式価値との連動性を一層明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とした、株式報酬型ストックオプションとし、株式報酬型ストックオプションの総額は、2010年6月開催の第38回定時株主総会で決議された割当上限の範囲内とし、各取締役への割当個数は、当該取締役の役位などを勘案して決定し、一定の時期

に新株予約権として割当てするものとする。なお、新株予約権者は当社の取締役、監査役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り新株予約権を行使することができるものとする。

iv 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、職責や社内社外の別に応じて、より健全かつ効果的なインセンティブの設定とするために、外部専門機関の調査データなどを活用しながら、人事・報酬委員会において検討を行う。代表取締役は人事・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬:業績連動報酬等:非金銭報酬等=60:20:20とする（業績連動報酬等および非金銭報酬等が基準報酬額であるときを前提として算出しており、当該比率は変動することがある）

v 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うことに最も適した代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、人事・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容にしたがって決定をしなければならないこととする。なお、株式報酬は、人事・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員 の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	127百万円 （17百万円）	82百万円 （17百万円）	19百万円 （－百万円）	25百万円 （－百万円）	8名 （5名）
監査役 （うち社外監査役）	12百万円 （6百万円）	12百万円 （6百万円）	－百万円 （－百万円）	－百万円 （－百万円）	3名 （2名）

- （注）1. 業績連動報酬等にかかる指標は、事業年度ごとの業績および業績への貢献度であり、また、当該指標を選定した理由は、小売業を中心とした当社グループは、環境変化に対して対応の早さを重要視し、指標に対しての結果だけではなく、変化対応のための数字に表れない貢献度も重要と考えております。業績連動報酬等の額の算定方法は、各事業年度の業績の達成度合いをベースに貢献度を考慮し賞与として毎年、一定の時期に支給することとしております。
2. 非金銭報酬等の内容は、当事業年度におけるストックオプション報酬額であります。
3. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役は、6名（うち社外取締役3名）です。
また、金銭報酬とは別枠で2010年6月29日開催の定時株主総会において、株式報酬の額として年額50百万円以内、株式数の上限を年27,000株以内（社外取締役は付与対象外）、2023年6月29日開催の定時株主総会において、株式数を年30,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）は3名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の監査役は3名です。
5. 取締役会は、代表取締役諸橋友良氏に対し各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績などを踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績などを勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に人事・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。
6. 上記のほか、社外監査役が当社の子会社から当期中に受けた役員報酬等の総額は2百万円です。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役岩本保氏は、清水建設株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役住田智子氏は、フューチャー株式会社の執行役員、デジタル庁シニアエキスパートを兼務しております。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役篠原倫太郎氏は、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士を兼務しております。
当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役小谷野幹雄氏は、小谷野公認会計士事務所所長、小谷野税理士法人代表社員および子会社株式会社ヴィクトリアの社外監査役を兼務しております。子会社を除き、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役菅野仁氏は、税理士法人グリーンガーネットの代表社員および福島信用金庫の非常勤理事を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

- ・取締役岩本保氏は当期開催の取締役会40回に出席（出席率95%）いたしました。
企業経営者として培ってきた国内外での幅広い知識、経験から、経営管理に関する専門知識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
- ・取締役住田智子氏は当期開催の取締役会41回に出席（出席率98%）いたしました。
長年にわたって情報システム関連業務に携わり、ITに関する高度な知識および経験を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
- ・取締役篠原倫太郎氏は当期開催の2024年6月29日就任後に開催の取締役会26回に出席（出席率100%）いたしました。
弁護士として企業法務に関する幅広い専門知識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

- ・ 監査役小谷野幹雄氏は当期開催の取締役会42回に出席（出席率100％）し、また、監査役会16回に出席（出席率100％）いたしました。

公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

- ・ 監査役菅野仁氏は当期開催の取締役会41回に出席（出席率98％）し、また、監査役会15回に出席（出席率94％）いたしました。

税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各監査役との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、被保険者の職務執行に関して悪意または重大な過失があった事に起因する場合、もしくは当該契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には保険が適用されないこととするなど、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	60百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	83百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の一部の連結子会社は、当社会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会規程に則り会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することといたしますが、その内容は監査役会が決定いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	130,727	流 動 負 債	66,568
現 金 及 び 預 金	19,855	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	16,264
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	20,554	電 子 記 録 債 務	30,128
営 業 貸 付 金	699	短 期 借 入 金	500
商 品	81,540	1年内返済予定の長期借入金	967
未 収 還 付 法 人 税 等	54	未 払 法 人 税 等	2,188
そ の 他	8,614	賞 与 引 当 金	1,253
貸 倒 引 当 金	△591	役 員 賞 与 引 当 金	15
		ポ イ ン ト 引 当 金	130
		そ の 他	15,121
固 定 資 産	73,231	固 定 負 債	15,259
有 形 固 定 資 産	39,310	長 期 借 入 金	1,982
建 物 及 び 構 築 物	15,318	リ ー ス 債 務	3,917
土 地	14,564	退 職 給 付 に 係 る 負 債	770
リ ー ス 資 産	3,374	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	59
建 設 仮 勘 定	1,763	資 産 除 去 債 務	8,040
そ の 他	4,290	そ の 他	489
無 形 固 定 資 産	8,725	負 債 合 計	81,827
の れ ん	24	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	6,316	株 主 資 本	119,958
そ の 他	2,384	資 本 金	15,935
投 資 そ の 他 の 資 産	25,196	資 本 剰 余 金	16,106
投 資 有 価 証 券	2,733	利 益 剰 余 金	97,427
長 期 貸 付 金	0	自 己 株 式	△9,511
繰 延 税 金 資 産	3,838	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,366
差 入 保 証 金	1,118	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	617
敷 金	14,236	為 替 換 算 調 整 勘 定	259
投 資 不 動 産	1,613	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	489
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,266	新 株 予 約 権	395
そ の 他	525	非 支 配 株 主 持 分	411
貸 倒 引 当 金	△135	純 資 産 合 計	122,131
資 産 合 計	203,959	負 債 純 資 産 合 計	203,959

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		250,603
売上原価		152,931
売上総利益		97,671
販売費及び一般管理費		90,665
営業利益		7,006
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	24	
不動産賃貸料	586	
為替差益	197	
業務受託料	575	
その他	406	1,805
営業外費用		
支払利息	105	
不動産賃貸費用	434	
業務受託費用	473	
その他	180	1,194
経常利益		7,618
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	45	
受取保険金	96	
新株予約権戻入益	35	
匿名組合損益分配額	299	482
特別損失		
固定資産除却損	151	
固定資産売却損	15	
減損損失	3,689	
災害による損失	11	
賃貸借契約解約損	53	
リース解約損	1	
投資有価証券評価損	500	
事業譲渡損	97	
為替換算調整勘定取崩損	158	
特別退職金	344	5,023
税金等調整前当期純利益		3,077
法人税、住民税及び事業税	2,279	
法人税等調整額	△181	2,098
当期純利益		979
非支配株主に帰属する当期純利益		8
親会社株主に帰属する当期純利益		971

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄 本

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

ゼビオホールディングス株式会社
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 登樹男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 元
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ゼビオホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゼビオホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	35,872	流 動 負 債	4,833
現 金 及 び 預 金	2,584	関 係 会 社 短 期 借 入 金	1,500
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	29,905	1年内返済予定の長期借入金	800
前 払 費 用	537	未 払 金	838
未 収 金	2,366	未 払 法 人 税 等	435
リ ー ス 投 資 資 産	3	前 受 収 益	240
そ の 他	477	賞 与 引 当 金	6
貸 倒 引 当 金	△3	役 員 賞 与 引 当 金	15
		そ の 他	998
固 定 資 産	82,607	固 定 負 債	3,234
有 形 固 定 資 産	18,165	リ ー ス 債 務	2,153
建 物	5,464	退 職 給 付 引 当 金	8
構 築 物	105	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	59
工 具、器 具 及 び 備 品	96	預 り 保 証 金	135
土 地	8,416	資 産 除 去 債 務	776
建 設 仮 勘 定	1,616	そ の 他	100
リ ー ス 資 産	2,461		
そ の 他	5	負 債 合 計	8,067
無 形 固 定 資 産	4,708	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	4,617	株 主 資 本	109,398
そ の 他	91	資 本 金	15,935
投 資 そ の 他 の 資 産	59,733	資 本 剰 余 金	16,153
投 資 有 価 証 券	1,384	資 本 準 備 金	15,907
関 係 会 社 株 式	50,490	そ の 他 資 本 剰 余 金	246
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	3,602	利 益 剰 余 金	86,820
前 払 年 金 費 用	10	利 益 準 備 金	802
繰 延 税 金 資 産	2,369	そ の 他 利 益 剰 余 金	86,018
差 入 保 証 金	1	別 途 積 立 金	72,050
敷 金	1,331	繰 越 利 益 剰 余 金	13,968
投 資 不 動 産	1,601	自 己 株 式	△9,511
そ の 他	150	評 価 ・ 換 算 差 額 等	617
貸 倒 引 当 金	△1,208	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	617
資 産 合 計	118,479	新 株 予 約 権	395
		純 資 産 合 計	110,412
		負 債 純 資 産 合 計	118,479

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
営業収益		10,255
営業費用		8,423
営業利益		1,831
営業外収益		
受取利息	514	
受取配当金	24	
不動産賃貸料	228	
その他	20	789
営業外費用		
支払利息	18	
不動産賃貸費用	151	
為替差損	46	
その他	0	217
経常利益		2,403
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	45	
受取保険金	5	
貸倒引当金戻入	276	
投資損失引当金戻入益	385	
新株予約権戻入益	35	748
特別損失		
固定資産除却損	47	
投資有価証券評価損	500	
関係会社株式評価損	1,547	
リース契約解約損	1	
匿名組合事業分配損	744	2,840
税引前当期純利益		312
法人税、住民税及び事業税	497	
法人税等調整額	△223	273
当期純利益		38

会計監査人の監査報告書 謄 本

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

ゼビオホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 登樹男
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 元
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ゼビオホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄 本

監 査 報 告 書

当監査役会は、２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第５３期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法およびその内容

- (１) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (２) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

ゼビオホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 干 川 勇 一 ㊞

社外監査役 小 谷 野 幹 雄 ㊞

社外監査役 菅 野 仁 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位および担当	所有する当社株式の数
1	諸橋友良 (1964年8月28日)	1994年12月 当社入社 2000年5月 当社執行役員営業本部スポーツ事業部副部長 2000年6月 当社取締役・執行役員営業本部スポーツ事業部副部長 2001年10月 当社取締役スポーツ事業部部長 2002年7月 当社常務取締役営業本部長 2003年2月 当社代表取締役（現任） [重要な兼職の状況] ゼビオ株式会社代表取締役	1,174,050株
2	北澤猛 (1950年11月4日)	1974年4月 株式会社トーマン入社 2000年4月 上海トーマン社社長 2004年4月 株式会社トーマン繊維素材部長 2005年1月 同社繊維原料部長 2008年4月 当社執行役員人材開発部門長兼人事担当役員補佐 2008年6月 当社取締役（現任） [重要な兼職の状況] クロステックススポーツ株式会社監査役 Golf Partner Korea Co.,Ltd.監事	0株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位および担当	所有する当社 株 式 の 数
3	ふじ さわ つよし 藤 澤 剛 (1963年4月2日)	1986年4月 三井物産株式会社入社 2012年12月 三井物産インターファクション株式会社出 向 副社長兼営業統括本部長 2015年6月 三井物産株式会社コンシューマーサービス 本部西日本CS事業部長 2017年4月 同社コンシューマービジネス本部参与 2018年7月 ゼビオホールディングス株式会社執行役員 兼株式会社ヴィクトリア代表取締役社長 2024年6月 当社取締役（現任） 株式会社ヴィクトリア取締役会長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社ヴィクトリア取締役会長	0株
4	いわ もと たもつ 岩 本 保 (1950年9月25日)	1974年4月 味の素株式会社入社 2001年7月 ベトナム味の素社社長 2005年6月 味の素株式会社執行役員人事部長 2009年6月 同社取締役常務執行役員 2011年6月 同社取締役専務執行役員 2015年6月 同社代表取締役副社長執行役員 2017年6月 同社常任顧問 2019年6月 清水建設株式会社社外取締役（現任） 2021年6月 当社社外取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 清水建設株式会社社外取締役	1,000株
5	すみ だ とち こ 住 田 智 子 (1974年1月22日)	2001年4月 フューチャーシステムコンサルティング株 式会社入社 2010年1月 フューチャーアーキテクト株式会社マネジ ャー 2011年1月 外務省出向在デンマーク日本大使館二等・ 一等書記官 2015年6月 株式会社H3設立代表取締役（現任） 2016年4月 フューチャー株式会社執行役員（現任） 2017年4月 コードキャンプ株式会社取締役 2018年12月 ライブリッツ株式会社取締役（現任） 2019年7月 国際IT財団理事 2019年10月 株式会社世界市場取締役（現任） 2022年11月 デジタル庁シニアエキスパート（現任） 2023年6月 当社社外取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 フューチャー株式会社執行役員 デジタル庁シニアエキスパート	0株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位および担当	所有する当社 株 式 の 数
6	しの はら りん た ろう 篠 原 倫 太 郎 (1977年2月20日)	2001年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2001年10月 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律 事務所） 2024年 6 月 当社社外取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 弁護士 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。
2. 岩本保氏および住田智子氏ならびに篠原倫太郎氏は社外取締役候補者であります。
当社は岩本保氏および住田智子氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要
諸橋友良氏につきましては、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有し、これまで当社代表取締役としてリーダーシップを発揮するとともに、当社における様々な職務経験は当社グループの重要事項の決定および職務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけると期待しております。また、同氏の当社代表取締役就任期間は、本総会終結の時をもって22年間であります。
北澤猛氏につきましては、商社で培ってきた国内外での幅広い知識、経験等を当社グループの海外事業やその他事業展開に活かしていただけると期待しております。また、当社において人事改革・人材開発担当執行役員を経験するなど、当社グループの重要事項の決定および職務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけると期待しております。同氏の当社取締役就任期間は、本総会終結の時をもって17年間であります。
藤澤剛氏につきましては、商社での職務経験を通じ幅広い見識を有するとともに、子会社である株式会社ヴィクトリアの代表取締役を経験するなど、当社グループの重要事項の決定および職務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけると期待しております。また、同氏の当社取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年間であります。
岩本保氏につきましては、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を発揮していただけると期待しております。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年間であります。
住田智子氏につきましては、企業の役員として豊富な経験と幅広い知識に基づき、IT分野に関する高度な見識など社外取締役に求められる役割・責務を発揮していただけると期待しております。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年間であります。
篠原倫太郎氏につきましては、弁護士の資格を有しており、これまでの経験、知識等を当社の内部統制面をはじめ、法務面に活かしていただけると期待しております。また、同氏の当社取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年間であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は、岩本保氏および住田智子氏ならびに篠原倫太郎氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。
その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・ 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

- ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

なお、岩本保氏および住田智子氏ならびに篠原倫太郎氏の再任が承認可決された場合、同契約を締結する予定であります。

5. 役員等賠償責任保険契約の締結について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役菅野仁氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位	所有する当社株 式 の 数
むかいや ち しょう いち 向谷地 正 一 (1958年6月21日)	1977年 4 月 仙台国税局入局 2012年 7 月 気仙沼税務署署長 2013年 7 月 石巻税務署署長 2014年 7 月 仙台国税局課税第二部法人課税課課長 2016年 7 月 仙台国税局総務部総務課課長 2017年 7 月 仙台国税局課税第二部次長 2018年 7 月 仙台北税務署署長 2019年 9 月 税理士登録、税理士向谷地正一事務所（現任） 2021年 1 月 交通施設工業株式会社監査役（現任） 2021年 5 月 菊田陶業株式会社監査役（現任） 2021年 6 月 ゼビオ株式会社社外監査役（現任） 2021年11月 大和コンクリート工業株式会社監査役（現任） 2024年 6 月 杜の都信用金庫監事（現任） 〔重要な兼職の状況〕 税理士 税理士向谷地正一事務所所長 交通施設工業株式会社監査役 菊田陶業株式会社監査役 ゼビオ株式会社社外監査役 杜の都信用金庫監事	200株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。
2. 向谷地正一氏は、新任の社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由
向谷地正一氏につきましては、税理士としての専門知識と豊富な経験を持ち、業務監督、会計監査双方においてより客観的で精度の高い監査が期待できるため、社外監査役として選任をお願いするものです。
4. 監査役との責任限定契約について
当社は、定款において、監査役との間で、当社の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。向谷地正一氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要はつぎのとおりであります。
・監査役が任務を怠ったことによって、当社に損害賠償の責任を負う場合は、法令に定める最低限度額を限度としてその責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 役員等賠償責任保険契約の締結について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、向谷地正一氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、監査役の補欠として、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関してしては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位	所有する当社株 式 の 数
こ だいら たけ よし 小 平 健 善 (1962年1月13日)	1980年 4 月 仙台国税局入局 2015年 7 月 仙台国税局企画課課長 2016年 7 月 寒河江税務署署長 2017年 7 月 仙台国税局徴収課課長 2018年 7 月 仙台国税局管理運営課課長 2020年 7 月 国税庁仙台派遣監督評価官室室長 2021年 7 月 仙台北税務署署長 2022年 9 月 税理士登録、小平健善税理士事務所（現任） [重要な兼職の状況] 税理士 小平健善税理士事務所所長	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。
2. 小平健善氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠監査役候補者の選任理由
小平健善氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、その経歴を通じて当社監査体制の強化に活かしていただくことを期待したためであります。上記の理由により、補欠の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 監査役との責任限定契約について
当社は、定款において、監査役との間で、当社の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。小平健善氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要はつぎのとおりであります。
- ・ 監査役が任務を怠ったことによって、当社に損害賠償の責任を負う場合は、法令に定める最低限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 役員等賠償責任保険契約の締結について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、小平健善氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 当社の取締役・監査役のスキルマトリクス (2025年6月27日 定時株主総会後の予定)

氏 名	当社における 現在の地位	候補者が有する専門性・経験								
		企業経営	マーケット	グローバル	M&A	IT デジタル	ファイナンス	法務 リスクマネジメント	人材開発 ダイバーシティ	サステナビリティ
諸 橋 友 良	取 締 役	●	●		●					●
北 澤 猛	取 締 役		●	●					●	
藤 澤 剛	取 締 役	●	●	●	●					
岩 本 保	社 外 取 締 役	●		●					●	●
住 田 智 子	社 外 取 締 役			●	●	●			●	
篠 原 倫太郎	社 外 取 締 役			●	●			●		
干 川 勇 一	監 査 役		●					●	●	
小谷野 幹 雄	社 外 監 査 役				●		●			
向谷地 正 一	社 外 監 査 役						●			

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、次の要領により、当社および連結子会社の取締役、執行役員および従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、および募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものです。

なお、当社取締役に対する本新株予約権の発行は、取締役に対する金銭ではない報酬に該当し、またその額も確定していないため、報酬として割当てる新株予約権の算定方法も合わせてご承認をお願いするものです。

ストックオプションとしての新株予約権は当社グループの業績向上および企業価値増大に対する意欲や士気を高めることなどを目的としております。ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、取締役（社外取締役を除く）については、会社業績および当社における業績執行等の状況・貢献度等を基準として決定し、割当日においてブラックショールズモデルを用いて算定する新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて算定いたします。

上記に鑑み、当社は、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額およびその具体的な内容ならびに取締役の報酬等の内容は相当なものであると考えております。

なお、第1号議案をご承認いただきますと、本新株予約権の割当てを受けることになる当社取締役は3名（社外取締役3名は除く）となります。

新株予約権の内容は以下のとおりです。

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社グループの業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的として、次の要領により新株予約権を発行するものです。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社および連結子会社の取締役、執行役員、従業員

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合は次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、普通株式300,000株を上限とする。

ただし、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の数

3,000個を発行する新株予約権の上限とする。なお、従来のストックオプションとしての新株予約権の付与の状況、その他の諸般の事情を考慮して、当社取締役への新株予約権の割当数は、300個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式の総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式」に読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から 2 年を経過した日の翌日から 5 年以内

(7) 新株予約権の行使の条件および制限

①新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、執行役員もしくは従業員および連結子会社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得条項

- ①新株予約権者が上記(7)による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかなを問わず権利を行使することができなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社が消滅会社となる合併契約の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転の議案、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 取締役に対する報酬等の具体的な算定方法および新株予約権の公正価額の算定基準

取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権1個当たりの公正価額に、新株予約権の割当日に在任する当社取締役（社外取締役を除く）に割当てた新株予約権の総数を乗じて得られる価額とする。

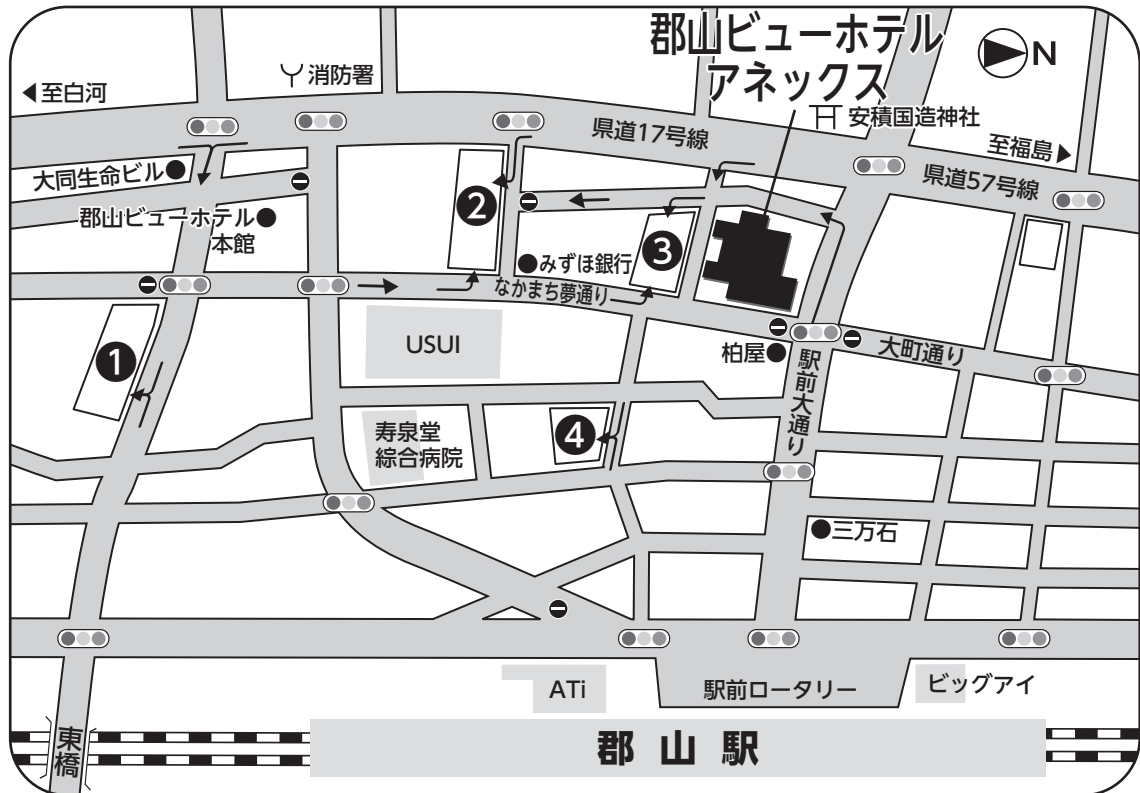
新株予約権1個当たりの公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとに、ブラックショールズモデルを用いて算定した公正な評価に基づくものとする。

(13) 新株予約権の発行に関するその他の内容については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以 上

第53回定時株主総会会場ご案内図

会 場 福島県郡山市中町10番10号
郡山ビューホテルアネックス 4階
電 話 (024) 939-1111



※お車でお越しの際は、地図に記載の駐車場をご利用下さい。

* ご利用可能な駐車場

①中町立体駐車場 ②中町中央パーキング ③ナイスパーク中町 ④パーキングタウンMaggy陣屋

<交通のご案内>

●JR郡山駅（西口）より徒歩で約5分

●東北自動車道郡山インターチェンジより車で約25分